

特定個人情報保護委員会（第25回）議事概要

- 1 日時：平成26年8月5日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要

- (1) 議題1：住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書に関する概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定により、地方公共団体情報システム機構及び総務省の職員が会議に出席した。

地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務の全項目評価書の概要について説明があった。

堀部委員長から「地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイルについて、ファイルの記録項目、保有期間、情報の提供先は目的との関係で最小限のものになっているか」という旨の発言があった。これに対し地方公共団体情報システム機構から「住民基本台帳ネットワークの運用開始時から最小限の情報しか集めないということは強く意識している。各ファイルとも、これまでの経験等を踏まえ、情報をしっかり選択し、事務の実施ができる範囲で必要最小限の情報を保有するようにしたい」という旨の発言があった。

阿部委員から「通知カードや個人番号カードに関する事務について、市町村と地方公共団体情報システム機構は、どのような役割分担となっており、それぞれどの部分を評価するのか」という旨の発言があった。これに対し地方公共団体情報システム機構から「地方公共団体情報システム機構は、通知カードの印刷及び個人番号カードの発行に必要な個人番号カード用管理ファイルを管理するため、この部分を機構において評価する。一方、通知カード及び個人番号カード交付申請書を送るための送付先情報のファイルは、市町村が作成し地方公共団体情報システム機構に送ることになっていることから市町村が評価するという整理になっている」という旨の発言があった。

阿部委員から「通知カードの誤送付に対するリスク対策は厳格に行われているか」という旨の発言があった。これに対し地方公共団体情報システム機構から「送付先情報は市町村が作成し、実際の配送は日本郵便が行う。関係者間でしっかり対応していきたい」という旨の発言があった。

阿部委員から「番号通知書類の印刷及び受付並びに個人番号カードの発行・送付に係る事務等を委託することのだが再委託の許諾方法、特定個人

情報の提供・消去のルール、委託終了後の専用線の処理等、リスク対策を厳格に行うべきだが、どのようなリスク対策を講ずるのか」という旨の発言があった。これに対し地方公共団体情報システム機構から「これから委託事業者を決めるが、セキュリティ要件を厳しく置いた上で事業者を選び、しっかり監視、監督していきたい。また、現時点では再委託はしないことを考えている」という旨の発言があった。

手塚委員から「評価書においてリスク対策に係る項目で『特に力を入れている』と記載した部分について、どのように力を入れているのかを説明いただきたい」という旨の発言があった。これに対し地方公共団体情報システム機構から「リスク対策については、住民基本台帳ネットワークの運用時から全ての項目で力を入れて取り組んでいるが、『特に力を入れている』と記載した部分は、これまで安定的に運用してきた住民基本台帳ネットワークの特に堅牢な部分である。例えば、機構保存本人確認情報ファイルについて、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクがあるかどうかということは国民の関心が高い部分であり、このような部分はこれまでも特に力を入れてきたし、今後も力を入れていきたいと考えている」という旨の発言があった。

承認のための審査の手続を進めていくこととなった。

(2) 議題2：「中間サーバーに関する特定個人情報保護評価の実施に当たって(案)」について

事務局から配布資料について説明があった。

手塚委員及び堀部委員長から「これで良い」という旨の発言があった。

阿部委員から「市町村からこの提供資料について問合せを受ける体制をきちんと作ることが大事である」という旨の発言があった。

堀部委員長から「地方公共団体が中間サーバーに関する特定個人情報保護評価を円滑に実施できるよう、問合せ対応等に万全を期してほしい。また、中間サーバー・ソフトウェア及び中間サーバー・プラットフォームの整備に当たっては、本記載要領に記載した内容を確実に実施してほしい」という旨の発言があり、事務局から総務省に伝えることとなった。

記載要領について原案のとおり了承された。

(3) 議題3：ガイドライン作成に向けたアンケートの結果報告・アンケート等を通じて寄せられた主な質問について

事務局から配布資料について説明があった。

阿部委員から「特定個人情報に係る安全管理措置については、今後、全

ての事業者に実施していただくことになる。こういうアンケートが実施を促進する効果になると思う」という旨の発言があった。

アンケートの結果を踏まえ、ガイドラインの作成を進めることとなった。

(4) 議題4：その他について

事務局から第16回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上